【篠栗町農業委員会議事録】

- 1. 開催日時 令和4年6月6日(月) 13時30分
- 2. 開催場所 篠栗町役場 2階 大会議室
- 3. 出席委員(13名)

農業委員

4番 鷹巣 礼子(会長)

10番 松田 護(副会長)

1番 井上 宗利

2番 井上 重誠

5番 井上 勘次

6番 村瀨 久美子

7番 城戸 一寿

8番 葉山 繁美

9番 三代 由美子

11番 柳池 達美

12番 合屋 義彦

農地利用最適化推進委員 柳池 吉則 川内 行雄

4. 欠席委員(1名)

3番 平井 眞澄

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 篠栗町農地利用集積計画について 報告第1号 農地法第4条による農地転用届出について(2件)
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松熊 大 事務局員 吉村 淳子 事務局員 東 輝和

議長【開会のあいさつ】

皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和4年6月期 篠栗町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、3番 平井 眞澄 委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。

【議事録署名人の指名】

次に、議事録署名人ですが、

篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により

12番: 合屋 義彦 委員

2番: 井上 重誠 委員 にお願いします。

【会議書記の指名】

また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。

【日程の説明】

本日の日程についてですが、議案第1号について審議し、報告第1号を 受けて散会とします。

議長 議案第

議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画(利用権設定)について 審議】

それでは、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画(利用権設定)」 について事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画(利用権設定)について 説明】

それでは、事務局より説明いたします。議案第1号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画(利用権設定)1件となり

ます。

議案書は1ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和4年5月25日付で、農用地利用集積計画の決定を 求められている利用権設定は、更新1件、合計面積2,004 m² (0.2ha) です。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき 農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、 耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議長

【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画(利用権設定)について 採決】 ありがとうございました。

それでは、議案第1号について審議、採決いたします。

	何かご意見、ご質問はありませんか。
	【質問等なし】
	それでは採決いたします。 議案第1号について賛成の方は挙手願います。
	【出席委員全員挙手】
	出席委員全員の賛成により、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画」
	は、原案のとおり決定いたします。
議長	【報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 報告】
	それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いします。
事務局	【報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 報告】
事務局	【報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 報告】 はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出に
事務局	
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出に
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。 今回の報告件数は2件となっております。
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。 今回の報告件数は2件となっております。 議案書2ページをご覧ください。令和4年5月2日に受理したものです。
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。 今回の報告件数は2件となっております。 議案書2ページをご覧ください。令和4年5月2日に受理したものです。 【報告番号1 朗読】
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。 今回の報告件数は2件となっております。 議案書2ページをご覧ください。令和4年5月2日に受理したものです。 【報告番号1 朗読】 報告番号1については以上となります。
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。 今回の報告件数は2件となっております。 議案書2ページをご覧ください。令和4年5月2日に受理したものです。 【報告番号1 朗読】 報告番号1については以上となります。 続きまして、議案書8ページをご覧ください。令和4年5月18日に受理
事務局	はい、それでは報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について報告します。 今回の報告件数は2件となっております。 議案書2ページをご覧ください。令和4年5月2日に受理したものです。 【報告番号1 朗読】 報告番号1については以上となります。 続きまして、議案書8ページをご覧ください。令和4年5月18日に受理したものです。

ı

	申請地は市街化区域ですので、農地法第4条による農地転用届出を受けた
	ものです。都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認し
	ております。
	書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不
	備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報
	告いたします。
	事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。
	報告第1号の報告番号1について地元農業委員の合屋委員から、何かご意
	見などはありませんでしょうか。
12番	特にありません。
(合屋 委員)	
議長	ありがとうございました。
	報告第1号の報告番号2について地元農業委員の井上宗利委員から、何か
	ご意見などはありませんでしょうか。
1番	特に問題ないと思います。
(井上宗委員)	
議長	ありがとうございました。
	他に報告第1号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。
	【意見、質問等なし】
	報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として
	取り扱います。
	引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。
	TICANIC (TANAMACA A ALAB T A CHOMA, OCA / O

事務局	【事務連絡】
	・転作確認について
	事務局からは以上です。
議長	皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。
	【特に意見等なし】
	それでは、これで令和4年6月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたしま
	す。お疲れさまでした。
	議 長 鷹巣 礼子
	議事録署名人 合屋 義彦
	<u>議事録署名人 井上 宗利</u>